

映像のネクロフィリア ― 試論⁽¹⁾β版

上田 高弘(本学文学部助教授)

E-MAIL tut07770@lt.ritsumeai.ac.jp

0. Introduction

ネクロフィリアとは何か。私こと講演者が事前にレジュメを用意しなかったから、主催者が気をきかせて広報資料中に「屍姦。死体を姦淫すること。異常性欲の一種」と、辞書か何かを引いて注記してくださった。「そうか、私は異常性欲のことを論じるのか」と、第三者のように思ったものだが、しかし皮肉ではなく、事前知識としてはまさにこの説明で十分だ。

ただ、即座に注釈すべきは、演題は「ネクロフィリアの映像」ではない、という点である。レンタルビデオ屋にあってその句を口にしてみよ。きっとホラー映画のコーナーに連れて行かれるだろう。が、そこは通常、小心者の私がぜったいに足を踏み入れない場所にほかならない。

演題は、助詞「の」によって繋がれた二つの語を逆転させた「映像のネクロフィリア」である。映像がネクロフィリアの主体(subject)であるとする読み方がありえないわけではないが、ふつうに考えればネクロフィリアの対象(object)が映像なのである。対象がひと(の死体)でなく映像／映画であれば、これは〈私〉の問題ではなく、〈われわれ〉あるいは〈あなた〉の問題であるはずである。以下に論じられるのは、こうして皆が当事者として関わらざるをえない問題である。

*

回避すべき連想を断ち切って、次は「映像」の語にかんする事前の注釈を。それは任意の「映像」ではなく、少なくとも「映像作品」としてある完成形をとったもの、なかんずく「映画」に、本日は限定される。あるいはそうして限定しつつ同時に、最終的には「作品」へと一般化することが目論まれる。

この限定と一般化を、先の標題にかんする議論

に接続する。すると「(映像)作品は死体である」という、主語と述語からなる節＝命題に変換^{パラフレーズ}する。否、社会的通念に照らした「(映像)作品を切り刻むことは犯罪である」の含意も当然、起こってくるだろう。

いろんな接し方がありうる。〈犯罪だから止めましょう〉——初めに断っておくがこの禁止命令は私の思索からもっとも遠いところにあるし、また以下に述べるとおりそれは命じても無理というものである。〈世間では犯罪であるといわれているが、私はそうは思わない〉——理に訴えるのだからまだしもマシだが、言い訳めいている。〈それはれっきとした犯罪だ。そして私は犯罪者だ〉——要は確信犯というやつで、私のスタンスはこれだ。

*

役所で手続きを済ませてから火葬場で死体を焼いて骨を寺に納めるのは正しいが、同じ物体を自宅でノコギリで切り刻んで川に流したら犯罪になる(犯罪にならないとしてもネクロフィリアとして後ろ指を指される)。どうせ無に帰す身体にこうして社会的に現象するのが〈尊厳〉なるものである。

なかなか強靱な価値観で、たとえば格好つけて寺を拒んで太平洋上での散骨を望んでも、ゴミといっしょに焼却場で塵芥と化すことは人は耐えられない。美や芸術にまつわっても事情は同様で、作品の有機体的全体性という尊厳ばかりに肩入れするのはいかにも伝統的に過ぎるとしても、なお現代の諸芸術への態度に、骨のフェティッシュ／葬礼のパフォーマンスへの志向を看取することができる。

この伝統ないし普遍性に、文字どおり(メスならぬ)ノコギリを入れられないか。

*

すでにして結論めいたことを述べているが、ここはそこに至る思索を問題としなければならない。

導入としてまず、現下通用しているDVDというメ

ディアを検討の俎上に上せよう。ここでは、(死体の)〈尊厳〉の冒涇という抽象的次元ではなく、〈法〉への抵触＝違法性の現実的な次元をめぐる考究が求められよう。(section 1)

しかるのちに、そのDVDの最重要コンテンツというべき〈映画〉に検討がおよぶ。この時間芸術にたいする観衆の、あるべき構えをモデル化しつつ、これがDVDの普及のなかでどのような命運を生きているかを見ることで、〈作品〉の全体性の危機が生々しく観察されるだろう。(section 2)

section 1: DVDの倫理学

1-1. from DVD to DVD

映画といえば映画館で見た、たとえばベンヤミンの時代なら、こんな問題は起こりようもなかった。が、いまや映画鑑賞の何割かは自宅における民生機での再生にとって代われ、そして、ならばその技術革新の当然の帰結として、その複製——複製芸術の複製——すらが可能となる事態が招来された。

危険はもちろん、そのままは放置されない。たとえばVHSテープのフォーマット。〈業界〉⁽²⁾は映像ソフトにコピーガード信号を盛り込んで対抗措置とした。素朴だが、コピーされるのは仕方ないからその画質を落とそう、という発想はけっこう有効で、じつは(そのプレーヤからアナログケーブルをビデオデッキに繋いだ経験があるひとなら知るとおり)現下のDVD-videoにおいても、この信号は重要な対抗措置であり続けている。

だが、われわれが問題とすべきは、このDVD-videoにおいて初めて生起し、そしてこの現在のな地平から照射されることで明らかになる問題にほかならない。

*

ここでDVDの歴史について一定の復習を。——それは当初、Digital Video Discの省略形だった。すなわちビデオ＝映像ソフトのデジタル化用に、CDと同じ12cm光ディスクを媒体メディアに選んだのだが——DVD-videoとはその起源に忠実な、一般に市販されるソフトを指す——、その後、SACD(スーパ

ー・オーディオCD)と呼ばれる音声に特化したフォーマットを初めとして、CD約7枚分という高密度情報を利用するさまざまな用途が同じ12cm光ディスクをメディアとして構想されるなかで、Videoの語の偏狭さが問題とされるようになった。

Versatile(他用途の)という代替語が浮上した。意味内容もさることながら、Vというイニシアルの同一性が評価されたことはここで疑いえない。はじめに省略形ありき、の奇妙な命名儀式がここで起こったとみるのだが、いずれにしても、こうして〈断絶〉を孕みつつも、DVDの語がDigital Versatile Disc(デジタル技術によった多様途ディスク)を意味するに至った事情に疎い一般ユーザーのレベルではDVDはDVDであり続けたという意味での〈連続〉性が、生まれた。

*

さて、天皇制と似ていないでもない、この断絶しつつ連続しているというDVDが、まさに天皇制にわたっての万世一系がそうであるように当初から一貫して維持し続けてきた理念、それが「複製不能」という概念である。

VHSテープとちがいが、CDと同じ12cm光ディスクをメディアとして採用した瞬間にそれは、コンピュータ本体に内蔵されるものであれ外付式であれ、「マイコンピュータ」内にアイコンが表示されるドライブで読まれる可能性を内包した。それは同時に複製の危険の謂れでもあるのだが、事がデジタル技術に関わるものだけに、問題はそのレベルでは収まらない。そこに到来するのは、オリジナルとコピーの二元論的關係が生起しえない、約めていえば無限にオリジナルが生成されうる未曾有の事態なのだから。

この事態にたいして、業界はここでも技術によって対抗した。そうして目指され、ある時期たしかにそのように感じられた「複製不能」性——具体的にはそのメディア内のファイルをドラッグ・アンド・ドロップでコピーしようすると拒絶のメッセージが表示される——が、しかし不能となる事態が、いま目撃されている。ちまたにはリッピングという、DVDのデータをそのままに「吸い出す(rip)」ためのソフトが溢

れているのである。

1-2. 不能の不能

パソコンを買い換えるごとに諸設定に丸一日を要する。私の話だ。技術論的には素人同然だから、話されるのはすべて社会的に現象する(あるいはその潜在性を秘めている)ものばかりである。

というわけで、ここでわれわれが着目するのは、以下の2つの現象のあいだの落差である。すなわち、――

(1) リッピングはほんの一部の例外(つまりフランス)をのぞいて先進諸国では違法とされ、ソフト(たいていはフリー)が流通するのは主としてWEBをつうじてと、きわめてアングラ的な様相を呈している。

(2) 他方、吸い出されたものであれ他のものであれ、データをブランク・ディスクに書き込む技術は、CD作成がようやく可能となった数年前の出来事が遠い過去の話であるかのようにして、いまやDVDフォーマットにおいても可能となっている。⁽³⁾

*

ここでは(2)から(1)へと議論を遡及させたい。

民生レベルの書き込み型DVDについては、ユーザーが自分で撮影した写真やホームビデオを保存・鑑賞する用途が喧伝されてきたが、それに加えて、まさにここ1年ほどのうちに急速に普及し、量的には圧倒的に優勢になりつつあるのが、放送波の録画用という用途である。否、じっさいはそのディスク作成に先立つ編集段階用に大容量のハードディスクをもつデッキがいまや主流になりつつあるが、⁽⁴⁾いずれにせよここ数年のうちに、LPレコードからCDへのそれのようにかなりの速度で「テープから、ディスクへ」の乗り換えは進行するだろうと予想される。

ならば、この放送波が蓄積され、最終的にディスク化されたコンテンツが脅かす著作権問題はどのようなのだろう？ ―あるべき問いだが、ここで立ち止まるのはいかにも生温い。われわれが上記(1)を射程に入れつつ言及すべきは、あの推奨されるホームユースはもちろん、グレイゾーンも残す放送波録画ともちがう地平、いや、^{アンダーグラウンド}地下に、市販ソフトの違法複製ディスクの作成という真にふさわしい用途

を、書き込み型DVDが得たという可能性についてなのだ。

*

この診断の当否はさておくとしても、こうして「ないはず」のものが容易に複製される事態が招来されているのに業界が、いまだ厚顔無恥にもパッケージに「複製不能」の文字を刻印し続けている点には、問題ありとしなければならない。

仮にあの技術が別なる対抗的技術によっていまだ乗り越えられていない時点では「不能」の認識／表示が許されるとしても、その可能性が、たんなる潜在的なものであることをやめ、それを行わせるかしないかの倫理的判断を要求する現実性を帯びるようになった時点では、少なくとも「不能」は「不許」と変更されるべきではないのか。

1-3. 法から倫理へ

そう、今日のような事態が招来される以前であっても、DVDソフトのパッケージに「複製不能」の表記を認めることは、私にとってどれほど恥ずかしいことであっただろうか。

ラインでつながれば何回もダビングした(裏)ビデオと変わらない程度にはVHSテープにコピーはできた。キャプチャと呼ばれるデバイス(アングラでも何でも合法的なものだ)を介在させながらラインをつなぐ先をPCにすればmpeg1形式の、つまり画質は落ちるものの上よりマシなレベルでアナログ・コピーも可能だった。が、それ以上に、何であれ「ないもの」についての言明は容易には成り立ちえまい。

だが、それが「ある」のである以上、問われるべきは事件性である。じっさい、コピーされたディスクが生み出されようがなかろうが、市販DVD-videoにたいしては、ディスク・ドライブに入れてコピーガード機能を破壊した瞬間――^{クラック}といってもそれは物理的に修復不能になるのではなく一時的に解除されるにすぎない――に違法性が発生するところまで法解釈は進んでいるのだが、⁽⁵⁾それが有効になるためには業界が「複製不許」の表記／文字を堂々と掲出し、事件性が発生するケースを正確にユーザーに伝達する作業が先行しなければならない。

さもなくば、私は複製したつもりだがここに「複製不能」と記載されるからにはこれは「複製」ではない、の詭弁を生みかねないし、あるいは少なくとも私はその詭弁者に肩入れせざるをえない。

*

複製不能なものにたいして発生しうる著作権問題はせいぜい、その現物をどのような状況・目的で再生・上映したのかに係るものでしかありえない。⁽⁶⁾

ところが、こうして業界自体の方針のゆえに真正な著作権問題が議論の俎上に上らないうちに、DVDのコピーは、きわめて簡単な丸ごとのリッピングから、より高度な特定チャプターの取り出し、字幕データだけの抜き出し、さらには圧縮といった、さまざまな手法を駆使しうるものに成長をとげている。つまり単なる複製不可能性の侵犯だけでない、内容改竄を含む自由な編集可能性すらが、現実のものとなっている。演題として選ばれた「ネクロフィリア」の危機が、まさに現実のものとなっているといってもよい。

と、こうして最新の(しかし早晩「古い」ものとなる)話題にまつわって一定の考察を加えたうえで、われわれは次に、現に吸い出され、あるいは切り刻まれる危機を免れえないコンテンツとしての映画へと、焦点を移動させることになる。すでに述べたとおり、この芸術のあるべき鑑賞法の破壊には、広く芸術の〈全体性〉の危機の兆候が見てとれるからである。

section 2: 映像の殺戮

2-1.「理想的な観客」

業界主導のつまらぬ法的厳格性の要求が覆い隠す問題に照明を当てるために、ここで一冊の書物を手にとることとする。加藤幹郎『映画とは何か』(みすず書房、2001; 同書の頁数はすべて引用直後にカッコ()内に記す)がそれである。

彼は冒頭(pp. 17-18)で、「一本のフィルムの肌理、その織り合わせを愛でることは、ひとりの理想的な観客を立ち上げることであり」と書く。また、「フィルムの重層的、多元的な意味合い、その生成変化の現場に立ち会い、意味のうねりに身を投ずる観客を想定すること」とも。

さて、私はといえば、「愛でる」、「立ち上げる」、「うねり」といった表現は好まぬものだが、続けてこう敷衍されると、その程度の違和感は別の共感によって埋め合わせられる。

この観客は、初見でありながら一本のフィルムのすべてのショット、すべてのシーンの視覚的、聴覚的相関関係に高度に自覚的な実践家である。はじめてその映画を見ながら、それが自分のうちに巻き起こす感情の奔流に身をまかせ、しかも各ショット、各シーン、各シーケンスの構成を映画の全体的文脈のなかで的確に反芻しながら見る(聴く)ことのできる観客。(p. 18)

私こと引用者の専門は美術批評だ。だが来世はバーンスタインのような指揮者・兼・作曲家になりたい。それがダメなら宇野巧芳のようにコンサート／レコード批評で食いながらときどきオケを相手に棒を振りたい。といったクラシック音楽愛好家の資格において／音楽という時間芸術を引き合いに出しながら、同意してみようか。否、それでは著者・加藤は納得すまい。というのも、だからこそ大袈裟にも「映画とは何か」なのだからであって、ならば、まして静止した空間芸術としての美術なかんずく絵画をあつかうことを本業とする人間が、何が共感であり同意であるというのだろう。

いや、作品を何度も見直し、お勉強もしてようやく発せられる批評に何の意味があろう。さまざまな細部が織り成す感性的な対象(object)の全体的な把持とその伝達に賭けられるのは美術批評と同様といいたいのだが、ただし、そう表明したのも束の間、かかる「批評」的態度からも距離をとる著者のスタンスが、直後の文章に明記されるのである。——「わたしたちはこのような理想的な観客を想定することで、映画のより十全な記述に到達することができだろう」(p. 18)と。

そう、加藤にとって「理想的な観客」とは、私が早合点したような、〈批評〉がそこから発せられる堅固な要塞なのではなく、それを想定することで「映画のより十全な記述に到達」が可能となる、学問的(あるいは教育的⁽⁷⁾)な作業仮設にほかならない。

*

仮設／仮説とは虚構の謂れであり、ならば実際、「理想的な観客」が短い上映期間のうちに映画館で映画を見なければならなかった時代の、いわば「歴史的虚構」であったとする加藤の叙述をも確認できるだろうが、しかし今日の私にいつまでもこの方法序説につきあっている暇は、ない。

そうして急ぎ足で見ておきたいのは、名称ヒッチコックによって撮られ、1960年に全米公開された「サイコ」について加藤自身がおこなった、実物レッスンである。

劇場の暗闇のなか『サイコ』を見はじめて五〇分ほどが経過したとき、理想的な観客は腰を抜かすようなショックに見舞われる。ヒロイン（ジャネット・リー）がほとんど何の前触れもなく、なんら明確な理由もなく誰とも知らぬ人物に突如襲われ切り刻まれ絶命するからである。[……]ヒロインの死は理想的な観客本人の死だからである。[……]すでにキャリア一五年近いこの有名女優が、映画がはじまって（その直線体を旅して）まだ半分も経たないうちに（あるいは半分近くも経っている以上）まさか殺されるはずがない、理想的な観客なら誰もがそう無意識に考えている。ところが映画のこの無意識の慣習を『サイコ』は無残にも打擲し、理想的な観客を死ぬほど驚かせる。

ほんの一部を引用しただけだが、なるほどな、と思う。それと、理想的な観客とはそこそこ初心な人間なのだと知って、映画館に足繁く通うマメささえあれば私にもその才能がありそうだと、などと。

2-2. ある不謹慎な観客の肖像

ところがこの私は、めったに映画館に行かない。この「サイコ」もDVDで見た。

否、再生ボタンは押したものの、その場面が近づくと、加藤氏の本を読んだからか、それ以前からの知識のゆえなのか、どっちにしても怖くて停止ボタンを押したのだった。いや、今日のために後日あらためてそれを何とか「鑑賞」したのだが、そうしてフト、つぎのように思い至った。この途中再生ストップこそ、作品の全体性にかんする、すでにして一

種の冒涇ではないのか、と。

*

告白を続ける。私は自宅で鑑賞するために購入する映画ソフトをほとんど最後まで見ないで途中で鑑賞を放棄する。エンドクレジットの時点で席を立つ人間は、クラシック音楽の演奏が終わって／しかしまだ残響がホールに残っているうちに先を争うように叫ぶブラボー馬鹿に似ているが、それどころではない、演奏途中における退席に相当する行為だ。

なぜだろう。悲劇的な結末にかんする知識や予感が、柔な人間には耐えがたいからか。わかりやすいが、実際はハッピーエンドでも同じだから説明にならない。

文章の起承転結でいえば、この「末」が避けられるのは、おそらくそれが人間の死のメタファーとなつて私にのしかかってくるからかもしれない。私が好きなのは、「転」さえに先立つ、つまりぬものであるかもしれぬ「承」の部分だが、これは死のメタファーとの対比でいえば、私がいま人生の「転機」にさしかかる前の停滞期を生きている現実の反映なのかも、とか。⁽¹⁰⁾（ちなみに起承転結の「起」は、これは誰でも自分の生涯を書けば最低一本の小説は書けるといわれるような意味で、どのような映画でも冒頭は面白くしかありえないので分析は端から措いている。）

*

と、いまこうして映画ファンの風上にもおけない不謹慎な鑑賞ぶりを告白したのは、つまりウンベルト・エーコの本ではないがそんな不謹慎な人間にも作品は「開かれ」ている、ということを言いたいがためなのだった。

そう、何ごとか特別なソフトを使わなくても、私は、作品を切り刻んでいる。そしてそれが私だけの「異常性欲」のようなものでないことは、そもそもDVD-videoにはCDのようにトラックが分けられ、というよりも正しくはそれ以上に便利なチャプター選択機能がつくのが通常であることから、知れる。LPやカセットテープからCDに切り替わる時に驚きをもって迎えられた（いまでは当然のものと思われる）、VHSテープと較べたときも第一の（つまり画質の問題よりも大きな）差異なのであったランダ

ム・アクセス性を、もっとも有効に活用するのは、ほかでもない、長い全体を有する長編映画なのであり、つまりそうして一個の有機的な(あるいは死して無機質となった)全体は、さあ、どこからでも切り刻んでね、と私たちに訴えているのである。

2-3.シネフィルから遠く離れて

映画館ではたしかに途中退席できないのだとすれば、あたかも個人視聴用に購入する(という建前になっている)DVDソフトの代金には、個人が自室で死体を切り刻むための権利金が含まれているといたいところがある。

あるいは、DVDとして流通するのが映画の宿命であるとしても、仮にもシネフィルを自称するなら断固としてチャプター機能は利用せず、最初から最後まで休まず見る、の誓いの一つくらい立てるべきではないのか。⁽¹¹⁾

*

いま、シネフィルという、私の嫌いな言葉を口にした／書いた。アルファベットでは「cine-phile」コレすなわち「映画愛好家」の謂れで、ところがそのハイフン「-」に「cro」を代入し、別の場所にハイフンを置いてやったら「ci-necrophilia」(映画殺戮者)になったりして…、と、これはまあ悪ふざけ。

だが、いずれにしてもただ映画愛好家の説明では味もそっけもないので、せめて、かつてのように短い上映期間のうちに映画館に駆けつけねばならない時代ではすでにないのになお映画館で映画を見て、エンドクレジットが終わるまでけっして席を立たない者、というくらいには書いておく必要がある。

あるいは語感的にあって、ハリウッドの大作好きのシネフィルというのもいさかへんに聞こえるので、やはりカンヌ系なかんづく何をやってもゴダールが一番と思っている輩である、とも。

ここで特定の一個人ジャン＝リュック・ゴダールの名を出したのは計算づくだ。つまり「映画史」なるメタ映画において、徹底してネクロフィリア的欲望を発散させているのだからである。

ところが世間には、それをしも通常の「作品」の

名において回収、絶賛する者が後を絶たない。主題が映画史という、より大きな全体であるから心をつくすぐるのはわからないではないけれど、「映画史」という作品をもったことだけで20世紀を誇れる時代がいつか来る、といった類の言説(どこかに蓮實重彦が書いていた)に出会うと、なんぼ得意のレトリックであるとしてもいい加減にしてくれ、と思いたくなる。

*

事情は詳らかにしないが、ゴダールには「映画史」の製作にあたって、いちいち著作権問題をクリアしてほしくないな。

だが、このような巨匠に切り刻まれるのは別として、一般的にいつてなぜ映像作品はコピーされ、切断されることを嫌悪するのであろう。それによって暴利をむさぼるブローカー寄りの視点⁽¹²⁾はさておくならば、すなわち、映画それ自体がその出自において断片であるから、といていいだろう。(そう、今日はあえてモンタージュに関する議論を一切省いている。)

それと、いかに平凡であろうとももう一点あるべき分析は、私は冒頭で作品は死体だといって、もはや物体と化したそれを切り刻むことを許容したのだけれど、けれども、基本的／一般的にはそれは尊厳を守られるべき死体としてよりもやはり、なお生体として意識されているのだろう点にかんしてである。

それゆえに切り刻む行為は、「サイコ」の主人公役のジャネット・リーが不意に、死んだ母親の人格が完全にのりうつった多重人格者によって惨殺されるのにも似た、おぞましいものと感じられるのである。

3. Conclusion

法はしばしば無根拠であり、また恣意的であらざるをえない。たとえばそれは、ある作品の著作権が作者の死後50年間有効である、と定める(そうかと思えば国益の名において初期ディズニーの著作権を延長したりする)場合に見うとおりであるが、性質が悪いのは、その法に従順だけのエセ倫理である。

ならばわれわれは、この法とも、ましてやエセ倫理とも、根源的に異なった立場から、真に倫理的な問いを立ち上げねばならない。

*

DVDがいとも簡単にコピーされうるこの期におよんで「不能」を騙り続けるのも、何ごとか勝算があつてのことなら良いけれども、われわれはといえば、いっそ市販される映像ソフトは、それが明らかな営利上映や再販に供されるのではないかぎり法的措置に訴えない、いわば準・著作権フリーなものであるべきだ、と声明しておきたい。

そう、何をするにしてもかかる一定の費用や手間をかけてもコピーしたい者には、させておけばいい。DVDはレギュラープライスでも4000円前後まで下がり(かつてのVHSソフトの約3分の1だ!)、安いものでは1500円クラスが店頭で多数並ぶご時世なのだから、時給に計算したら現物を購入するほうが安い場合が多々ある。というより一般論でいって、禁止されるから人はそれを犯し、許されれば飽きるものなのだ。あるいは、いつでもOKとなればひとはそれをおこなわないのだ、と哲学的時間論を講じたくもなる。ついでながら、コピーされるだけでも喜べ、という突き放した言い方も可能だ(いつか自分の書物が世に出たときコピーばかりされて売上部数が伸びなくても私は自身を祝福するだろう)。

だがもちろん、それでも多少とも発生する損失に抗うためには業界は、何ごとか手を打たねばなるまい。簡単どころでは、ロードショー公開からソフト販売までの、現在は驚くほど短い間隔を多少とも広げて、劇場からの収入の増大を目論むとか。あるいは、一時しのぎではあろうが不断にコピー不能なフォーマットを創出しつづけるのも、すばらしい。何なら、コピーした瞬間にウィルスがPCを破壊する、という爆弾DVDというのはどうだろう。いずれにせよ、そうして「せめぎ合い」のなかで決まってくるのが、市販ソフトの「適正」本数だ。

*

こんなことを今さら書くのも恥ずかしいが、社会は基本的に闘争の場所であらざるをえない。性善説の地平に立って、支配する者とされる者の関係が存在しない絶対平和な社会を夢見るようにして、複製技術があるのにそれを使わない健全著作権社会を夢見るばかりで、また文学作品において認め

られるような引用の可能性すらを封じ、あるいはパロディのようなかたちで自分の作品の一部が改竄される可能性を思うと夜も眠れないような柔な精神は、そもそも社会に作品を投げ出すことを放棄すべきなのである。

注

(1) 本稿は、2002年12月6日(金)に立命館大学アート・リサーチセンターの秋期連続講演会(第4回)用に読まれた「映像のネクロフィリア」の原稿＝メモに改訂を施したものである。改訂の指針は以下のとおり。

(a) 講演時の「デスマス調」は、読まれた用紙上で採用されていた「デアル調」にする(戻す)。

(b) リニアな語りを本文と注に階層分けする。

(c) 講演時にはパワーポイントのスライドショー・モードで概念図、静止画、動画などが聴衆に示されたが、それら素材およびそれに直接言及する文言は本文からはすべて、また注からも大半を、削除する。紙媒体用に加工する時間的余裕の不足もさることながら、著作権に係る問題に言及するために採った実物レッスンそれ自体が著作権侵害の証拠資料となりかねない可能性を、排除するためである。

以上の3つの指針を立てて進めた改訂はしかし、注にも含めず削除した、いかにもパロール風の文章も大量にある反面、その何分の一かの量の純然たるエクリチュールが書き加えられもし、また実際には論理展開上の変更も若干孕むことになり、したがって当日読まれたものとは別の稿となった感なしとしない。だが同時に、これとてもまだ、「美のネクロフィリア」への改題もともなった論文化計画の、途上にある。製品化直前のソフトの例にならって「試論β版」とするゆえんである。

ちなみに講演後の質疑応答時には、司会の仲間裕子(美術史)、聴衆の小泉義之(哲学)、富田美香(映画史)といった同僚諸氏から有益なコメントをちょうだいした。記して謝意を表するとともに、完成ヴァージョンにはそのコメントの内容も生かすことを約束させていただく。

(2) 本稿ではこの〈業界〉という言葉、さまざまなレベルの特定しづらい人びとの群れにたいしてもちいるだろう。それは、講演の中味が何ごとかソレにたいする糾弾的意味合いをも隠さない問題提起のであれば、裁判のアナロジーでいえばこの被告にあたるコノ者の素性こそは明確にすべきだが、裁判の厳格性までを真似ることは、現下の論議の関連さを損ねかねない。ということで私は確信犯的に杜撰な方法で、問い掛けるべき対象を〈業界〉と名指すのである。その結果、映像作品のコピーを防御しようとするソフト業界とそれを可能にするハードを製造・販売する業界の対立や、それがじつはSONYという一者(社)である、といった興味深い問題を隠すことにもなるだろうが、それは本稿の射程を超えている。

(3) 先の歴史談議(たしかに技術論とは呼びがたいレベルだ)を少し続ける。

この書き込み型DVDには、ストレージ・ドライブ的な利用に便利なDVD-RAM、オーサリング向けのDVD-R(DVD-RW)と、大きく2系統ある。ストレージ・ドライブはアクセス速度が若干遅いことを別にすれば本体内のハードディスクに近い感覚でデータ更新が可能なので、それゆえDVD-RAMはPCとの相性はよいがそれで作成したディスクは一般のプレーヤーでの再生は難しい。他方、DVD-Rは(すべての機種での再生は保証されないとはいえ)多くの一般的プレーヤーでそれが可能な、一回かぎりの書き込みが可能なフォーマットで、それにファイルの追記／削除等の機能を簡易なレベルで付加したものがDVD-RWとなる。

と、ここまでは用途のちがいで別フォーマットをとる、というので理解はできる。だが、後発でたしかに「いいとこどり」的魅力はあるとはいえ、DVD+R(DVD+RW)なるものが出てくることでもたらされている、ユーザー・レベルでの混乱はどうだろう。このことによって、DVD-Rのハイフン(-)は「マイナス」と呼ばれるようになっていたのだが、こうした事態はほとんど、あの騙られた連続性への反動とさえいいたいのである。

(4) この展開のなかで、当初のDVD-RAMかDVD-Rか、の対立は消滅し——というのも今やDVD-RAM陣営[東芝や松下]のDVDレコーダにもDVD-R書き込み機能が搭載されている——、いまや争点は、配布可能なDVD-Rとする前段階の編集可能なフォーマットとして、DVD-RAMを採るかDVD-RWを採るか、に移行している。ちなみに、さすがに大手家電メーカーが関わるだけあって、ここで市販DVDからHDDにダビングするといった違法行為は不可能になっており、またデジタル衛星放送(BS系もCS系も)からの「一回限り」録画の件もそのような制約がきちんと守られるようになっている。

(5) 現にアメリカ国内では逮捕者が出ていると聞くし、インターネット上のさまざまなサイトを覗くかぎり、その可能性がある人間は日本中に無数にいるといわねばならない。ちなみに、わがゼミ内の「識者」によれば、業界にとって悩ましいのは、いわゆるカジュアル・リッパーは見逃すか、逆に見せしめにするか、の問いであるとか。

(6) 現に2002年秋に立命館大学教員に通達された通称「著作権ガイドライン」においても、著作権問題が発生しうる映像・資料等の教室における使用基準が示されていたが、実際の法律条文や(本稿で論じている)〈現実〉と乖離した議論も多く、そのままではとても外部に公表できない代物、と私には思われた。

(7) 該当部分をせめて注で引用しておきたい。——「この理想的な観客はまた教育効果上の産物でもある。誕生してまもない映画学コースの講義と演習では、理想的な観客とは、学生が導かれてゆく先に位置する教育的なポジションとなるだろう。学生たちはまず「理想的な観客」になることを第一の学業目標に教育指導される。理想的な観客になるプロセスをとって、学生たちは、映画製作の政治的、文化的、歴史的、経済的諸条件を学習し、一本のフィルムの意味生成のメカニズムの探求の喜び、知性と感性の饗宴に参加する喜びを学ぶことになるだろう。言いかえれば、問題になるのは、ある一本の映画テキストの静態的

な解釈ではなく、意味の生成と脱臼にひとほどのように向き合うのか、その実践的な探求である」(p. 18)。

- (8) 上と同様の趣旨で引用。——「他方、理想的な観客は歴史的虚構でもある。／そもそも映画とは近海鮪のようなものである。専門的な能力と多大な労力、そしてそれなりの資本を集中的に投下しながら、映画はきわめて短命の商品とみなされていた。二週間も上映されれば、それは劇場から降ろされ、また別の新しいフィルムにかけかえられる。あくまでも鮮度が重視されたのである。それゆえ映画はまた週刊誌のようなものでもある。一、二週間もすれば、それは観客(読者)の記憶から忘れ去られ、次の新しい巻にとってかわられる。映画はそのときどきの観客の夢と欲望を最大公約数的に反映しながら、大量生産されてきた。それゆえ、わたしたちのいう理想的な観客とは、そのフィルムが公開された週に、すばやく劇場に駆けつける熱心な映画ファンのことでもある。旬の時期に旬の映画を見る。こうした観客は、何十年も保存された冷凍鮪をVCR解凍しながら賞味するわたしたちのような遅れてきた観客とは決定的にちがっている。当時の観客は映画の本当の味わいを知っていたにちがいない。つまり、わたしたちのいう歴史的虚構としての理想的観客とは、映画が公開されたそのときに、それを見る観客を今日、再構成した姿のことである」(pp. 19-20)。

- (9) 幼い(たぶん6歳くらい)のころに死の恐怖で、私は不眠症になった。

- (10) 講演時にあげた例を紹介しておく。後半悲劇的な作例として「アマデウス」。ハッピーエンドにして(承)が充実したものの例として「ベルリン・天使の詩」。聴衆のためにわかりやすい例を選んだ、といえど聞こえはいいが、あんまり数を見ない証左ともいえよう。

- (11) 市販ソフトにその行き方をとる例はある。私の知る範囲では、ジャン＝マリー・ストロブとダニエル・ユイレという二人組——映画ファンならその名を知る——が1967年に制作した「アンナ・マダ

ダレーナ・バッハの年代記」がそれ。バッハの奥さんからみた大バッハの伝記映画で、いまその名をとどろかせる古楽演奏の大家アーノンクールがチェリストとして登場したりする、クラシック・ファンとしては垂涎ものの作品なのだが、それよりもここでは映画のためにチャプター処理を施さなかった発売元の紀伊国屋書店に敬意を表すべきであろう。

- (12) 講演時にはこの「ブローカー」の語と絡めて「千と千尋の神隠し」に言及した。以下、要旨を再録。——冒頭部分の再生時の赤みがかった画面を指して不良DVDと断じ、良品との取替えと精神的被害をうけた補償にひとり1万円を支払えと、この地・京都では3人が訴訟を起こした。一件あたりは小さな額だが、購入者全員にそんなことをしたらDVD販売の収益を吐き出したうえに映画館での興行収入をも食いつぶしかねないし、そもそも〈業界〉の混乱を慮ると、裁判所は穏当な判決しか出せない。しかし端的に言って、私の目にもいかにも赤味がかって見えるこの冒頭を技術的限界と言いくるめる点や、何の関係もない明石家さんまを立てたCMのたれ流しによる販促、ディズニーと組んだ世界戦略など、いかにもブローカーの仕儀と思える点がいくつもある。少し下品だ。

